

ASBJ、後発事象に関する取扱いを定めた会計基準等を公表

企業会計基準第41号「後発事象に関する会計基準」等が公表されました。

会計基準への移管

後発事象の評価期間

承認日と承認機関を注記



News

- 監査基準報告書 560 実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」（以下「監基報560 実1」）における会計に関する内容を原則として踏襲し、ASBJの会計基準に移管することを基本的な方針としています。
- 國際会計基準（IAS）第10号「後発事象」と同様に財務諸表の公表の承認日までを後発事象の評価期間とします。また、財務諸表の公表の承認日及び財務諸表の公表を承認した機関又は個人の名称を注記することが求められます。
- 計算書類等に係る監査報告書日後、財務諸表等の監査報告書日までに発生した修正後発事象は、開示後発事象に準じて取り扱うという金商法監査の財務諸表に関する特例的な取扱いについては、本基準でも基本的に踏襲されています。



Background

わが国では、これまで後発事象に関する取扱いを定めた包括的な会計基準はなく、監基報 560 実1において定義や取扱いなどが定められ、実務が行われてきました。

監基報 560 実1をASBJの会計基準に移管することにより、会計基準の全体像を把握しにくいなどの指摘されている課題に対応することとなり、会計基準の体系の完全性を改善することが見込まれています。



Insight

財務諸表の公表の承認日までを後発事象の評価期間とすることにより、IFRS®会計基準やサステナビリティ開示基準との整合が図られます。

一方で、わが国固有の開示制度に起因する金商法監査の財務諸表における特例的な取扱いについては基本的に踏襲することとし、当該取扱いの抜本的な見直しを行うか否かの検討時期については、有価証券報告書と事業報告等の一体開示の検討の状況等を踏まえて今後判断することとされています。

企業会計基準委員会（以下「ASBJ」）は、2026年1月9日に以下の企業会計基準及び企業会計基準適用指針（以下合わせて「本会計基準等」）を公表しました。

- ・企業会計基準第41号「後発事象に関する会計基準」（以下「会計基準」）
- ・企業会計基準適用指針第35号「後発事象に関する会計基準の適用指針」（以下「適用指針」）
- ・企業会計基準第42号「『中間連結財務諸表等の作成基準』の一部改正（その2）」
- ・改正企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」
- ・改正企業会計基準適用指針第34号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「期中適用指針」）
- ・補足文書「開示後発事象の例示及び開示内容の例示について」（以下「補足文書」）

1. 本会計基準等公表の経緯

わが国では、これまで後発事象に関する取扱いを定めた包括的な会計基準はなく、監基報 560 実1において定義や取扱いなどが定められ、実務が行われていました（会計基準BC1項）。

他方、日本公認会計士協会が公表した企業会計に関する実務指針（Q&A を含む。以下「実務指針等」）をASBJに移管するプロジェクトにおいて、後発事象に関する実務指針等の移管に係る実行可能性について調査研究を行うことを支持する意見が聞かれました（会計基準BC5項）。

これを踏まえ、ASBJにて調査研究が行われた結果、監基報 560 実1における定めを会計に関する内容と監査に関する内容に切り分け、会計に関する内容について会計基準で用いられる表現に見直したうえでASBJに移管することは可能であると整理されたことから、ASBJにおいて後発事象に関する会計基準の開発が進められ、本会計基準等が公表されました（会計基準BC6項）。

監基報 560 実1をASBJの会計基準に移管することにより、わが国の会計基準の全体像を把握しにくいなどの指摘されている課題に対応することとなり、会計基準の体系の完全性を改善することが見込まれています。

2. 本会計基準等の概要

(1) 基本的な方針

本会計基準等は、原則として監基報 560 実1で示されている会計に関する内容を踏襲して移管することを基本的な方針としています。

基本的な方針に従ったうえで、表現の見直しや整理がなされた主な事項は以下のとおりです。

- ・ 後発事象の評価期間（用語の定義）
- ・ 会計監査人設置会社の計算書類等及び連結計算書類における後発事象の評価期間
- ・ 会計監査人設置会社における確認日後に発生した修正後発事象の取扱い
- ・ 開示（注記事項）に関する取扱い
- ・ 補足文書の公表

(2) 後発事象の評価期間

後発事象とは、決算日後に発生した企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす事象のうち、評価期間の末日までに発生した事象のことをいいます（会計基準第4項）。評価期間の末日とは、原則として、財務諸表の公表の承認日とされています（会計基準第7項）。

監基報 560 実1では、監査対象となる後発事象は監査報告書日までに発生した後発事象であるとされ（監基報 560 実1 2. (4) ）、監査の観点から定義が定められていました（会計基準BC10項）。

この点、会計基準の定めは財務諸表の監査が行われることが前提となっておらず、国際的な会計基準においては監査報告書日までが後発事象の評価期間とされていないこと、また、企業が監査を受けることを前提に会計基準を定めるとしても、財務諸表に対する二重責任の原則が前提となると考えされることを踏まえ、本会計基準等では企業の観点から定めが設けられています（会計基準BC12項）。

また、国際会計基準（IAS）第10号「後発事象」（以下「IAS 第10号」）やわが国のサステナビリティ開示基準における取扱いと整合することなどを踏まえ、後発事象の評価期間の末日に係る原則的な取扱いについて、IAS 第10号と同様、財務諸表の公表の承認日とされています（会計基準BC15項）。

(3) 会計監査人設置会社の計算書類等及び連結計算書類における後発事象の評価期間

会計監査人設置会社において会計監査人により監査される計算書類及び附属明細書（以下「計算書類等」）又は連結計算書類に関する後発事象の評価期間の末日は、企業が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び会社計算規則（平成18年法務省令第13号）に準拠して計算書類等又は連結計算書類を作成する監査契約上の責任を果たしたことを確認した日（以下「確認日」）とされています（適用指針第4項）。この確認日は、通常、経営者確認書の日付と同一になると考えられます（適用指針BC7項）。

(4) 会計監査人設置会社における確認日後に発生した修正後発事象の取扱い

金融商品取引法監査における財務諸表に関する特例的な取扱いとして、会計監査人設置会社において、次の①及び②の事象については、修正後発事象として取り扱わず、開示後発事象に準じて取り扱うこととされています（適用指針第5項）。

- ① 計算書類等に関する確認日後、個別財務諸表の公表の承認日までに発生した修正後発事象に該当する事象
- ② 連結計算書類に関する確認日後、連結財務諸表の公表の承認日までに発生した修正後発事象に該当する事象

会社法と金融商品取引法の開示制度が併存するわが国固有の状況の下、監基報 560 実1においても金融商品取引法監査における財務諸表に関する特例的な取扱いが設けられていました。当該取扱いを抜本的に見直すことについて賛否が分かれたことから、本会計基準等では当該取扱いを基本的に踏襲することとし、抜本的な見直しを行うか否かの検討時期については、有価証券報告書と事業報告等の一体開示の検討の状況等を踏まえて今後判断することとされています（適用指針BC8項、BC9項）。

(5) 開示（注記事項）に関する取扱い

① 開示目的

重要な開示後発事象に関する注記における開示目的は、開示後発事象が発生した場合に当該開示後発事象が将来の企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に及ぼす影響を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を開示することにあるとされています（会計基準第9項）。

② 注記事項

以下の事項を注記することが求められます。

- 財務諸表の公表の承認（会計基準第10項）
 - 財務諸表の公表の承認日
 - 財務諸表の公表を承認した機関又は個人の名称

なお、期中財務諸表において、上記の事項を注記することは求められていません（期中適用指針BC25-3項）。

➤ 重要な開示後発事象（会計基準第11項）

- ・ 重要な開示後発事象の内容及び影響額等
- ・ 影響額の見積りができない場合はその旨及び理由

なお、連結財務諸表を作成している場合に、連結財務諸表における注記と個別財務諸表における注記が同一の内容であるときには、個別財務諸表においてその旨の記載をもって代えることができます（会計基準第12項）。

（6）補足文書の公表

実務において参考となるように、監基報 560 実1で示されていた開示後発事象の例示及び開示内容の例示の内容を提供するために、補足文書が公表されています（補足文書第1項）。

3. 適用時期および経過措置

2027年4月1日以後開始する年度の期首から適用されます。早期適用の定めは設けられていません（会計基準第13項）。また、**遡及適用は要求せず、将来にわたって適用することとされています**（会計基準第14項）。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーрайイト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人は IFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

「ISSBT™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。